

熊谷市立市田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

全国の学校でいじめが原因で自ら命を絶つ痛ましい事件が発生している。また、自殺に至らないとしてもいじめによる身体的・心理的な苦痛が多くの児童・生徒に深刻な影響を与えている。いじめは、人権侵害であり、決して許すことのできないものである。

「いじめは、どの学校でも起こり得る」との認識のもと、教職員が日頃から児童のささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、10月に国の「いじめ防止等のための基本的な方針」、平成26年1月に県の「いじめ防止等のための基本的な方針」、平成26年8月に熊谷市の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。「市田小学校いじめ防止基本方針」は、国・県・市の基本的な方針を参酌し、いじめの防止、いじめの早期発見及び早期対応のための対策を推進するために策定したものである。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策推進委員会」を設置し、いじめの兆候、児童の訴えを一人の教員が抱え込むことがないように組織として対応する。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導副主任、低学年ブロック代表、高学年ブロック代表で構成し、必要に応じて地域の有職者（校区連絡会長、民生児童委員、児童養護施設「おお里」園長等）と連携する。

「いじめ防止対策推進委員会」は、定期的を開催する。（月1回を原則とする。）

(1) 「いじめ防止対策推進委員会」の役割

ア 「市田小いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等で学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員の共通理解

- ・職員会議で「市田小いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・家庭訪問、教育相談、「おお里」連絡会等から得られた情報を共有して対策を検討し、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案発生、あるいはいじめの疑いがあると情報があった場合には、正確な事実の把握に努め、いじめ解消に向けた指導体制を組織する。
- ・事案に対しては、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて専門家や関係機関との連携を図る。
- ・問題が解消したと判断した場合でも、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 互いに認め合い、自己肯定感を育む学級づくりをする。

イ 「楽しくわかる授業」を展開し、児童に学ぶ喜びを味わわせる。

ウ 学級内の人間関係を醸成し、児童のコミュニケーション能力を高める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 早期発見のチェックポイントを教職員・保護者で共通理解し、活用する。

カ 児童会活動を充実させる。

「いじめ撲滅宣言」を浸透させる。「思いやりキャンペーン」「あいさつ運動」を推進する。

- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように指導する。
- ク 学校だより、生徒指導だより、保護者会等を通して、学校のいじめに対する取組を提示し理解を求める。
- ケ 大里中ほほえみ相談員・地域教育相談員、スクールカウンセラーとの連携を密にする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめに関するアンケートを毎月実施し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
- イ 日常的に児童を観察、情報収集、情報の共有等から児童との個別面談を実施する。
- ウ 児童支援委員会で情報を共有し、気になる児童の指導・支援に当たる。
- エ 家庭と連携し、保護者からの情報や相談に対して迅速に対応する。
- オ 授業中、休み時間等に校内巡視を行い、児童の行動を観察し、情報を共有する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ防止対策推進委員会」を中心に組織で対応する。
- イ いじめをした児童・いじめられた児童に聞き取り調査を行い、正確な事実を確認する。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導と支援を行う。
- オ 教職員の共通理解、保護者の協力、専門家、警察署、児童相談所等の関係機関と連携して取り組む。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

重大事態とは(法第28条)

- 1 いじめにより児童の生命、心身又重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。(児童が自殺を企画した場合等)
- 2 いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。(年間30日を目安とし、一定期間継続して欠席しているような場合等)
- 3 児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

- (1) 重大事態が生じた場合には、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 事実に関する調査を行う場合には、「いじめ防止対策推進委員会」を開き、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 警察署等関係機関へ通報・相談し、対応する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「市田小学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組にする。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止対策推進委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修会を開催し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質の向上を図る。
- (2) 「市田小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページで公開する。
- (3) 児童支援委員会でいじめに関する情報交換を行い、いじめに関する情報を共有する。

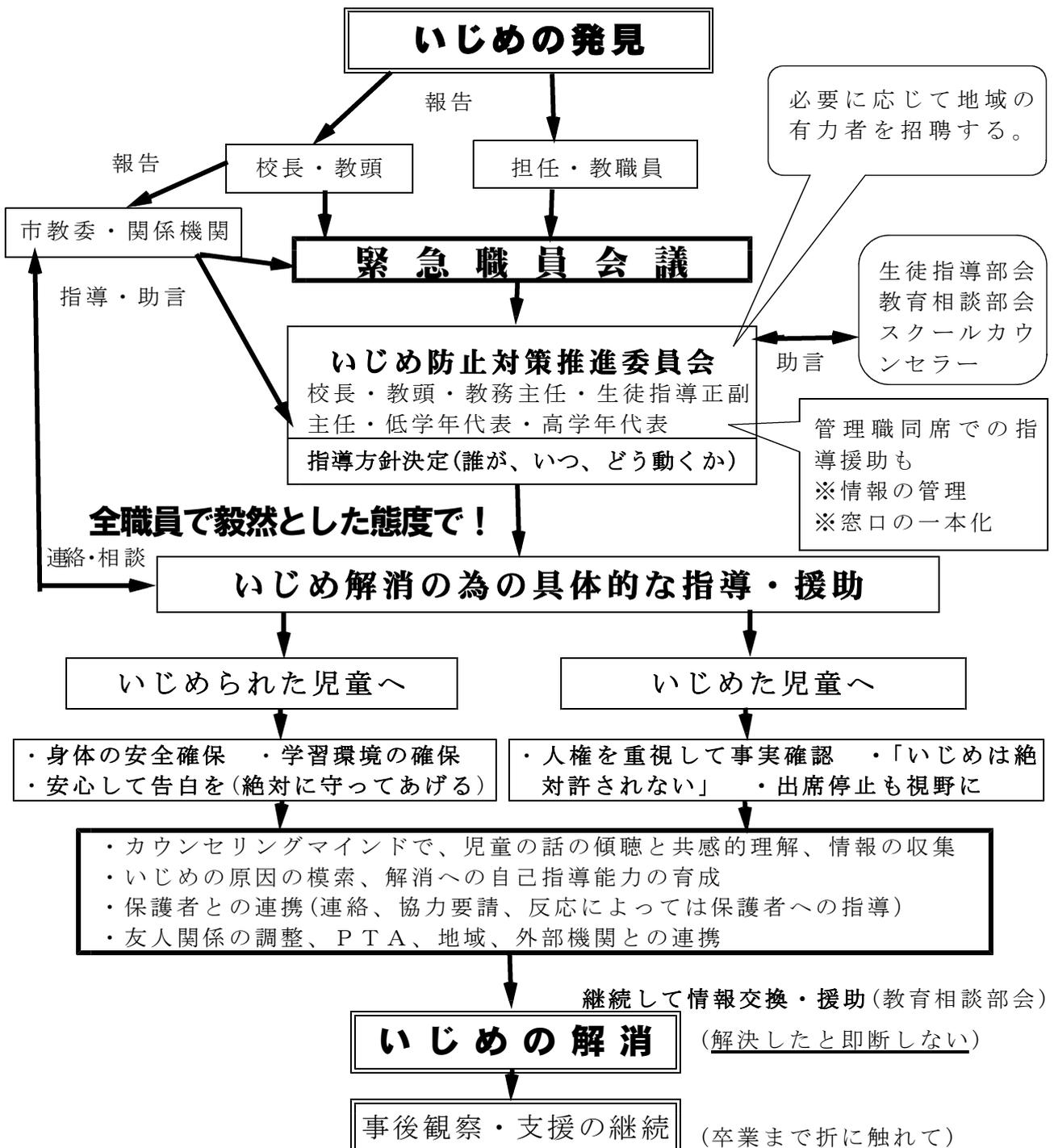
いじめ緊急対策

◎いじめは人間として絶対許されない。

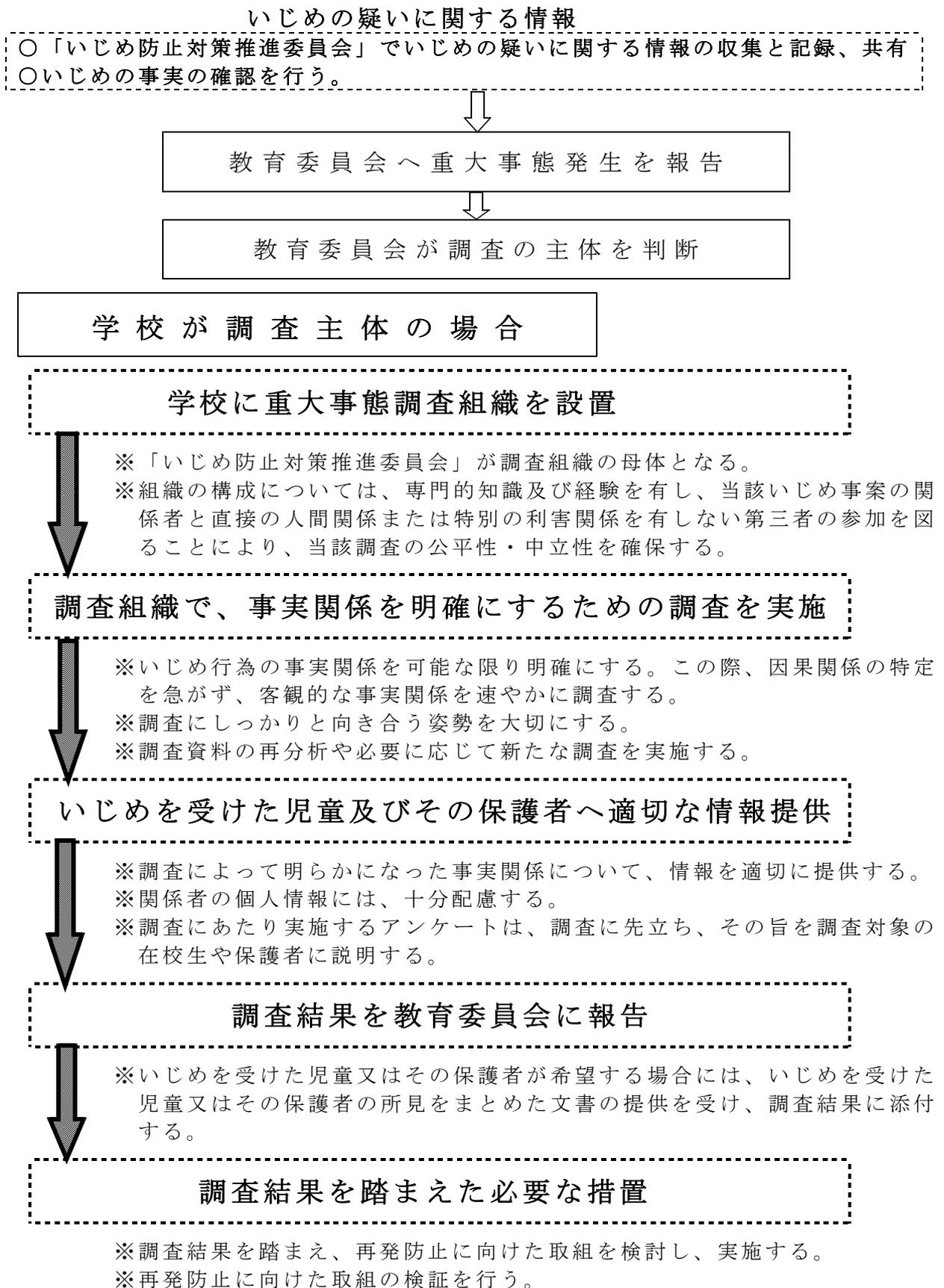
◎何があっても絶対死んではいけない。

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。



【重大事態対応フロー図】



9 いじめ防止取組の年間計画

	いじめ防止対策推進委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ P ↓	○「市田小いじめ防止基本方針」の内容確認 ○いじめアンケートの結果検討	○学級開き	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○いじめアンケート	○「市田小いじめ防止基本方針」をホームページで公開 ○家庭訪問
5月		○いじめアンケートの結果検討	○人権週間(人権作文・標語)	○いじめアンケート	○家庭訪問
6月		○いじめアンケートの結果検討	○保健指導(心と体)	○いじめアンケート	○教育相談 ○学校評議員への授業公開
7月		○いじめアンケートの結果検討		○いじめアンケート	○学級懇談会 ○教育相談
8月		○研修「いじめ防止」			
9月		○いじめアンケートの結果検討		○いじめアンケート ○身体測定	
10月		○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証 ○いじめアンケートの結果検討		○いじめアンケート	○教育相談
11月		○いじめアンケートの結果検討		○いじめアンケート	○教育相談
12月		○いじめアンケートの結果検討	○人権週間(講話)	○いじめアンケート	○学級懇談会
1月		○いじめアンケートの結果検討		○いじめアンケート ○身体測定	○教育相談
2月		○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証 ○いじめアンケートの結果検討	○情報モラル指導(ネットモラル) ○保健指導(命の大切さ)	○いじめアンケート	○学級懇談会 ○教育相談 ○情報モラル指導(ネットモラル) ○学校評議員への授業公開
3月		○いじめアンケートの結果検討 ○「市田小いじめ防止基本方針」の見直し		○いじめアンケート	
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会による校長講話 ○楽しくわかる授業の展開 ○道徳教育の充実	○健康観察の実施 ○日記指導 ○校内巡視	○挨拶運動	

